様式第2号（第10条の２関係）

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 三原市長(建築主事)指定確認検査機関 | 様 |

工事監理者　住所

　氏名

(　　)建築士(　　)登録第　　　　　　　　　　号

(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　 電話 (　　　)

土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書

次のとおり、建築基準法施行令第80条の３に係る対策状況を報告します。

なお、本様式のとおり、工事監理者として適正に工事監理を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　　　入　　　　欄（該当する□をチェックし、必要事項を記入すること。） |
| 1 | 土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類 | □急傾斜地の崩壊　　□土石流　　□地滑り |
| 2 | 土砂災害特別警戒区域の復元方法 | □公示図面の1/2500区域図により図面上に復元□基礎調査調書の座標を測量図以外の図面上に復元□基礎調査調書の横断面図により図面上に復元□基礎調査調書の座標を現地復元・測量し面図上に復元□基礎調査調書の座標を既存の測量図上に復元□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 3 | 土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか | □含まれる　□含まれない（ 2の土砂災害特別警戒区域線の復元精度は適切に考慮した。）（→以降4～6は記入不要） |
| 4 | 土砂災害対策の方法 | □建築物本体の外壁等□門又は塀、土留め擁壁等□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 5 | 建築物に作用する土石等の力 | 移動する土石等 | 堆積する土石等 |
| 最大の力の大きさ | kN/㎡ | 最大の力の大きさ | kN/㎡ |
| 高さ | ｍ | 高さ | ｍ |
| 6 | 前記5の土砂災害対策の各部材の寸法、鉄筋量等の決定方法 | □平成13年国土交通省告示第383号の仕様規定による□構造計算による（限界耐力計算を含む。） |
| 本申請建築物は、建築主と協議の上、前記により設計し、建築基準法施行令第80条の３の規定に適合するものとなっています。設計者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　)建築士(　　)登録第　　　　　　　　　　号(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　　　　号 |

注　1　記入方法については、記入要領を参照すること。

　　2　本報告に係る土砂災害特別警戒区域の区域図を添付すること。

　　3　本様式に代えて、建築基準法施行令第80条の３に規定する構造方法への適合性審査に必要な図書（構造詳細図、配筋図、構造計算書等）を添付することでも可とする。

4　不用の文字は、消すこと。

5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列4とする。

【記入要領】（※規則には記載しない。）

　本様式は、建築士の設計になる居室を有する建築基準法第６条第１項第４号の建築物で、敷地が土砂災害特別警戒区域に含まれるものについて、建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の３に係る対策状況等を報告していただくものです。記載に当たっては、以下の記入要領を参照してください。

(1)「土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類」関係

指定されている土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類について、該当するものにチェックしてください。

(2)「土砂災害特別警戒区域の復元方法」関係

土砂災害特別警戒区域線の配置図等への復元方法で該当するものにチェックをしてください。

「区域図」は特別警戒区域の指定に当たり、広島県知事が告示した図面を指します。（「土砂災害ポータルひろしま」（<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>）で確認できます。）

「基礎調査調書」は、申請敷地の存在する市町を管轄する県建設事務所で写しの交付を受けることができます。

(3)「土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか」関係

　(2)で復元した土砂災害特別警戒区域内に建築物が含まれているかいないかについて、該当する方にチェックをしてください。「含まれていない」の場合は、(4)以降の記入は不要です。

　「含まれない」とする場合は、(2)の土砂災害特別警戒区域線の復元精度を考慮し、特別警戒区域線と建築物の距離を適切に確保してください。

(4)「土砂災害対策の方法」

　令第80条の３による土砂災害対策の方法について、該当するものにチェックをし、「その他」の場合は具体的内容を記入してください。

(5)「建築物に作用する土石等の力」関係

　令第80条の３による土砂災害対策に採用する土石等の力の大きさ及び高さを記入してください。当該力については、(2)と同様に「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

なお、急傾斜地の崩壊の場合は、「移動する土石等」、「堆積する土石等」の２つの力が作用する場合がありますので、注意してください。土石流は「移動する土石等」、地滑りは「堆積する土石等」の各力のみが作用します。

(6)「(5)の土砂災害対策の各部材の寸法、鉄筋量等の決定方法」関係

　土砂災害対策を行う各部材の寸法、鉄筋量の決定方法について、該当するものにチェックをしてください。土石等の力の大きさや高さが平成13年国土交通省告示第383号の第２（急傾斜地の崩壊）、第３（土石流）、第４（地滑り）に各々定める値以下の場合は、仕様規定による設計が可能です。

（急傾斜地の崩壊）

1. 土石等の移動による最大の力の大きさが100kN/㎡を超える場合
2. 土石等の移動の力による最大の力の大きさが50kN/㎡を超え、かつ、その土石の高さが1.0㍍を超える場合（※広島県では該当なし）
3. 移動する土石等の高さが2.0㍍を超える場合（※広島県では該当なし）
4. 堆積する土石等の高さが5.0㍍を超える場合

（土石流）

1. 土石流による最大の力の大きさが100kN/㎡を超える場合
2. 土石流による最大の力の大きさが50kN/㎡を超え、かつ、その高さが1.0㍍を超える場合
3. 土石流の高さが2.0㍍を超える場合

（地滑り）

1. 地滑りに伴って生じた土石等の高さが1.1㍍を超える場合